

1年度 公文書開示（11月決定分） 人事委員会事務局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
1	R1. 10. 26	R1. 11. 8	①東京都と、株式会社パソナおよび同社グループ会社ならびに竹中平蔵氏との契約書（顧問契約等を含む）および契約に付随する文書、ならびに当該契約の起案原義の一切、②当該パソナとの契約に基づいて、東京都が納入を受けた成果物の一切。ただし、いずれについても契約の始期および終期を問わない。					1												契約関係の文書は、通常1年から5年、特に重要な案件は10年保存の公文書であり、この期間内において、請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため。	人事委員会事務局任用公平部総務課